

控訴事件の判決について

1 事件名

生活保護費減額決定処分取消請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区

被控訴人 中野区民

3 訴訟の経過

平成 2 8 年(2016 年) 1 1 月 1 7 日 東京地方裁判所に訴えの提起

1 2 月 2 1 日 訴状送達

令和 6 年(2024 年) 5 月 3 0 日 東京地方裁判所で認容判決の言渡し

6 月 1 2 日 東京高等裁判所に控訴の提起

令和 8 年(2026 年) 4 月 2 2 日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準について平成 2 5 年、平成 2 6 年及び平成 2 7 年に順次改定（以下、各年になされた改定を総称して「本件改定」という。）をしたところ、生活保護を受けている被控訴人が、中野区福祉事務所長から、平成 2 5 年になされた改定（以下「平成 2 5 年改定」という。）の実施に伴い平成 2 5 年 8 月 1 日以降の生活扶助費を減額する旨の保護変更決定（以下「平成 2 5 年変更決定」という。）を受けたことから、平成 2 5 年変更決定が憲法及び生活保護法の規定に違反すると主張して、控訴人を相手に、平成 2 5 年変更決定の取消しを求めたものである。

原判決は、平成 2 5 年変更決定は違法なものとして取消しを免れないとして被控訴人の請求を認容したため、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整（物価の下落動向を勘案して生活扶助基準を改定する調整）をすることとした点において、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったものと認められるから、生活保護法の規定に違反して違法であり、そうすると、平成25年改定の実施を理由として行われた平成25年変更決定もまた違法であるから、これを取り消すのが相当である。